

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例（平成24年香川県条例第1号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）等の一部が改正され、知事が設置する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法は条例で定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県職業訓練の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第2号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の一部が改正され、職業能力開発校の行う職業訓練の基準等は条例で定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年香川県条例第3号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により道路法（昭和27年法律第180号）の一部が改正され、道路の構造の技術的基準等は条例で定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年香川県条例第4号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部が改正され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準は条例で定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県布設工事監督者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成24年香川県条例第5号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により水道法（昭和32年法律第177号）の一部が改正され、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等は条例で定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第6号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により地方自治法（昭和22年法律第67号）等の一部が改正されたこと等に伴い、知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務を整理するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成24年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第7号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の一部が改正され、騒音又は振動について規制する地域の指定については、知事から市長に権限委譲されたことを踏まえ、騒音規制地域又は振動規制地域に指定する地域から市の区域内の地域を除く等所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県自然環境保全条例及び香川県立自然公園条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第8号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び自然公園法（昭和32年法律第161号）の一部が改正され、自然環境保全地域、国立公園等において、地方公共団体等が建築物の新築等の行為を行う場合、公園事業の一部を執行する場合等における環境大臣への協議について、同意を要する協議から同意を要しない協議に変更されたことを踏まえ、県自然環境保全地域又は県立自然公園における知事の同意を要する協議について、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第9号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部が改正され、認定こども園の認定の要件は条例で定めることとされたことから、当該認定の要件を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第10号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部が改正され、都市公園の設置の基準等は条例で定めることとされたことから、当該設置の基準等を定めるため、及び栗林公園に新たな有料公園施設を設置するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県流域下水道条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第11号）

- 1 鴨部川流域下水道が公共下水道に移行されるため、及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により下水道法（昭和33年法律第79号）の一部が改正され、流域下水道の構造の基準等は条例で定めることとされたことから、当該構造の基準等を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県営住宅条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第12号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部が改正され、公営住宅の整備基準及び入居収入基準は条例で定めることとされたことから、当該基準を定める等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第13号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）によるへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第14号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により図書館法（昭和25年法律第118号）の一部が改正され、図書館協議会の委員の任命の基準は条例で定めることとされたことから、当該任命の基準を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県立病院事業の設置等に関する条例及び水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第15号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部が改正され、地方公営企業の利益及び資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならないこととされたことから、当該処分について定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第16号）

- 1 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）の施行により個人の県民税の均等割の標準税率の特例が定められたこと、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の一部改正により認定の制度及び仮認定の制度が導入されたことを踏まえ、認定特定非営利活動法人等に対する寄附金について寄附金税額控除の対象とすること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成24年4月1日、一部の規定は平成25年1月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第17号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成24年12月1日から施行することとした。

◇香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第18号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費、他県における同種の料金等との均衡を保つ観点から、現行の手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第19号）

- 1 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により運転免許試験手数料等の金額が改定されたこと、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の一部改正により運転経歴証明書の再交付の申請の手続が新たに設けられたこと等に伴い、これらに関する手数料を徴収するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第20号）

- 1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の一部改正により、特定非営利活動法人の認証の制度が見直されたこと、認定の制度及び仮認定の制度が導入されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成24年7月9日から施行することとした。

◇香川県屋外広告物条例及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第21号）

- 1 民法（明治29年法律第89号）の一部が改正され、法人を未成年後見人として選任することができるようになったことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例及び美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第22号）

- 1 理容業及び美容業の形態が多様化している状況に鑑み、理容所及び美容所について講ずべき衛生上必要な措置に洗髪のための流水式の設備の設置を加えることにより、その衛生水準の確保を図り、理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）の目的である公衆衛生の向上に資するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年10月1日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第23号）

- 1 放送法（昭和25年法律第132号）の一部改正及び有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成24年香川県条例第24号）

- 1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第25号）

- 1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の一部改正により、地方障害者施策推進協議会の設置に関する根拠条項が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県青年センター条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第26号）

- 1 香川県青年センターの管理について指定管理者制度を導入すること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第27号）

- 1 香川県立三豊体育館を廃止し、香川県立大川体育館を東かがわ市に譲与することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第28号）

- 1 義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号）第2条第5号の規定による額の算定方法の見直しが平成21年1月以降段階的に行われていること、他の都道府県の状況及び人事委員会の平成20年10月8日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえて、小学校、中学校、高等学校等の教員に支給されている義務教育等教員特別手当の限度額を引き下げることとした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第29号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第30号）

- 1 依然として厳しい治安情勢に的確に対応し、県民の安全と安心を確保するため、警察官の定数について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県部制条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第31号）

- 1 危機管理体制の強化を図るとともに、県民生活の安全、安心などに係る施策を総合的に推進するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第32号）

- 1 香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）の規定による大学生等奨学金の貸付事業の経理を明確にする必要があることから、当該事業の経理を特別会計において行うため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第33号）

- 1 消費生活に関する相談を行う窓口の機能強化等を図る目的で設置された香川県消費者行政活性化基金の設置期限を平成25年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県森林整備・林業再生基金条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第34号）

- 1 国の経済危機対策として追加交付される森林整備加速化・林業再生事業費補助金を受け入れることに伴い、香川県森林整備・林業再生基金の設置期限を平成27年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第35号）

- 1 社会福祉施設等の耐震化又はスプリンクラー設備の整備を促進する目的で設置された香川県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置期限を平成25年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第36号）

- 1 地域密着型介護老人福祉施設等の整備、養護老人ホーム等におけるスプリンクラー設備その他の消防の用に供する設備の整備又は高齢者等を地域において支え合う体制の整備を促進する目的で設置された香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期限を平成25年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第37号）

- 1 介護職員の処遇の改善を図るとともに介護老人福祉施設等の開設の支援を行う目的で設置された香川県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期限を平成25年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第38号）

- 1 国の経済危機対策として追加交付される妊婦健康診査臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県妊婦健康診査臨時特例基金の設置期限を平成25年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県障害者自立支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第39号）

- 1 国の経済危機対策として追加交付される障害者自立支援対策臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県障害者自立支援臨時特例基金の設置期限を平成25年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第40号）

- 1 国の経済危機対策として追加交付される子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金の設置期限を平成25年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第41号）

- 1 地域の実情や創意工夫に基づき、求職者を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施する目的で設置された香川県ふるさと雇用再生特別基金の設置期限を平成25年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県土地開発基金条例を廃止する条例（平成24年香川県条例第42号）

- 1 用地の先行取得の必要性が低下したことを踏まえ、香川県土地開発基金条例を廃止することとした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成24年香川県条例第43号）

- 1 平成24年度において、香川県議会議員の議員報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会委員会条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第44号）

- 1 新設される危機管理総局を総務委員会の所管事項とするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。